会計年度任用職員　特別休暇承認請求書

　　年　　月　　日

　柏市教育委員会　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職員番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先℡

　柏市教育委員会会計年度任用職員勤務時間等規則第１３条の規定により，次の場合における特別休暇の承認を請求します（下欄の該当箇所にチェック及び記入をしてください）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場　　合 | 期　　間 | 理　由　・　添　付　書　類　等 |
| **□**選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | 　　／　　　　：　　～　　：　　 | 投票済証明書等を添付してください。 |
| **□**裁判員，証人等として官公署へ出頭する場合 | 　　／　　　　：　　～　　：　　 | 出頭したことを証明する書類等を添付してください。 |
| **□**交通機関の事故等により出勤が困難な場合 | 　　／　　　　：　　～　　：　　 | 遅延等の証明書を添付してください。 |
| **□**忌引の場合 | 　　／　　～　　／　　　　　　　計　　　日間 | (死亡した方) 死亡日:　　　 年　 月 　日氏 名：　　　　　　　　　　　　　　　　続 柄：　　　　　(**□**同一生計・**□**別生計) |
| **□**結婚の場合 | 　　／　　～　　／　　　　　　　計　　　日間 | （基準日）入籍日，結婚式挙式日又は同居日のいずれか早い日　　　　　　年　 月 　日 |
| **□**小学校就学の始期に達するまでの子の看護をする場合 | 　　／　 　：　～　 ：　　　／　 　：　～　 ：　　計　　　日　　　時間 | 子の氏名：　　　　　　　　（　　　歳）理　由：**□**看護・**□**健康診査，健康診断，　　　　予防接種通　算：　　　日　　　時間／年度 |
| **□**短期介護休暇　※「要介護者の状態等申出書」　　を添付 | 　　／　 　：　～　 ：　　計　　　日　　　時間 | （要介護者）続　柄：　　**□**同居・**□**別居氏　名：　　　　　　　　　　　　通　算：　　　日　　　時間／年度 |
| **□**生理日における就業が著しく困難な場合 | 　　／　　　　：　　～　　：　　 |  |
| **□**職務のために負傷し，又は疾病にかかった場合 | 　 ／　 　：　～　 ：　　　計　　　日　　　時間 | 公務災害又は労災の手続を行ってください。 |
| **□**傷病又は疾病のため療養する必要がある場合 | 　 ／　 　：　～　 ：　　　計　　　日　　　時間 | 医師の診断書を添付してください |
| **□**その他[　　　　　　　　　　　]（休暇の名称を記入） |  　 ／　 　　　：　　～　 ：　　　計　　　日　　　時間 | (具体的な理由等を記入) |

|  |
| --- |
| 所属長確認印 |
|  |

注意：①特別休暇を受けることができる場合とその期間については，裏面を参照してください。

　　　②この請求と併せ，服務整理簿に特別休暇の取得期間等を記入してください。

　　　　なお，記入した服務整理簿を人事主管課へ提出する必要はありません。

　　　③出産休暇等の特別休暇は，この様式を使用せず，「特別休暇（出産休暇等）承認請求書」を使用してください。

別表第１（第１３条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 期間 |
| (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | その都度必要な期間 |
| (2) 裁判員，証人，鑑定人，参考人等として官公署へ出頭する場合 | その都度必要な期間 |
| (3) 地震，水害，火災その他の災害により職員の現住居が滅失し，又は破壊された場合 | １週間を超えない範囲内においてその都度必要な期間 |
| (4) 地震，水害，火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | その都度必要な期間 |
| (5) 忌引の場合 | 付表に定める期間内において必要な期間 |
| (6) 職員の結婚の場合 | ５日以内 |

別表第２（第１３条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 期間 |
| (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者であって，６月以上継続勤務しているものに限る。）が，その子の看護（負傷し，又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。），健康診査，健康診断若しくは予防接種のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | １の年度において５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては，１０日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては，その者の勤務時間を考慮し，市長の定める時間）の範囲内の期間 |
| (5) 条例第９条の３第１項に規定する要介護者の介護その他の市長が別に定める世話を行う会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者であって，６月以上継続勤務しているものに限る。）が，当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 | １の年度において５日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては，その者の勤務時間を考慮し，市長の定める時間）の範囲内の期間 |
| (6) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 職員が請求した期間 |
| (8) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 | その都度必要な期間 |
| (9) 会計年度任用職員（６月以上の任期が定められている者又は６月以上継続勤務している者（１週間の勤務日数が１日未満である者を除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり，その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前３号に掲げる場合を除く。） | １の年度において１０日（１週間の勤務日数が４日（１週間の勤務時間が２９時間未満であるものに限る。）であるものにあっては７日，３日であるものにあっては５日，２日であるものにあっては３日，１日であるものにあっては１日）の範囲内の期間 |
| (10)　骨髄移植のための骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のための末しょう血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い，又は配偶者，父母，子及び兄弟姉妹以外の者に，骨髄移植のため骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のため末しょう血幹細胞を提供する場合で，当該申出又は提供に伴い必要な検査，入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | その都度必要な期間 |

別表の付表

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 期間 |
| 配偶者（夫又は妻） | １０日 |
| 血族 | １親等の直系尊属（父母）１親等の直系卑属（子）２親等の直系尊属（祖父母）２親等の直系卑属（孫）２親等の傍系者（兄弟姉妹）３親等の傍系尊属（伯叔父母） | ７日５日３日１日３日１日 |
| 姻族 | １親等の直系尊属（配偶者の父母，父母の配偶者）１親等の直系卑属（配偶者の子，子の配偶者）２親等の直系尊属（配偶者の祖父母，祖父母の配偶者）２親等の傍系者（配偶者の兄弟姉妹，兄弟姉妹の配偶者）３親等の傍系尊属（配偶者の伯叔父母，伯叔父母の配偶者） | ３日１日１日１日１日 |

備考　１　生計を一にする姻族の場合は，血族に準じる。

　　　２　いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は，１親等の直系血族（父母及び子）に準じる。

　　　３　期間には，正規の勤務時間が割り振られていない日（休日を含む。）を含むものとする。

　　　４　葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には，実際に要した往復日数を加算することができる。